

## 「第 44 回千葉市民花火大会」広報・協賛募集業務委託仕様書

**1 業務名** 「第 44 回千葉市民花火大会」広報・協賛募集業務委託

### 2 業務目的

千葉市が誇る都市型ビーチである「幕張の浜」で開催する千葉市民花火大会の魅力を、様々な広報媒体を活用して戦略的に発信し、千葉市の都市イメージの向上と観客等の安全確保ならびに円滑な運営に繋がる効果的・効率的な広報活動を展開するとともに、協賛目標達成に向けた広報及び協賛募集活動を行う。

**3 契約期間** 契約締結の日から 2022 年 10 月 31 日(月)まで

### 4 花火大会概要

- (1) 大会名称 『幕張ビーチ花火フェスタ 2022』（第 44 回千葉市民花火大会）
- (2) 主催 千葉市民花火大会実行委員会（以下、「実行委員会」という。）
- (3) 開催日時 2022 年 8 月 6 日(土) 19:30～20:30 ※荒天または強風の場合は中止
- (4) 会場 幕張海浜公園（千葉市美浜区美浜 1）
- (5) 観覧者数 約 10 万人
- (6) 花火の数量（打ち上げ目標数）20,000 発以上〔第 41 回：23,000 発〕  
（花火の内容）音楽花火、海上花火、スターマイン他  
※メッセージ付個人協賛花火

### 5 業務の内容

- (1) 広報活動業務
  - ① 花火大会及び関連イベントを PR するための効果的な広報を行う。特に、「会場への入場は観覧エリア別に全入場者事前申込制であること」やコロナ感染防止対策の徹底等について情報発信を行う。
    - ・ 大会ロゴの制作
    - ・ ポスター（300 枚以上）及びチラシ（10,000 枚以上）の製作、配布及び掲出
    - ・ 大会プログラム（D3 サイズ 2 つ折り、150,000 部以上）の製作、新聞折込など市内世帯へ配布
    - ・ Web、SNS、情報誌等各種媒体やメディアを活用した広報活動（花火大会公式 HP [<http://chiba-hanabi.jp/>] のアカウントを使用、Web や情報誌など掲載情報やデータの作成）

② 実行委員会から提供される会場までのアクセスや交通規制、立入禁止区域、船舶禁止区域等の観覧者への注意事項や安全対策上の事前告知等の Web 情報発信を行う。  
(広報用案内図等の制作他)

③ Instagram フォトコンテストの企画、運営を行う。

(2) 協賛募集業務

① 企業協賛に関するインセンティブの設定及びセールスシートの制作

② 企業協賛の募集・営業(実行委員会に協力し、新たな協賛者を獲得すること。)

③ 個人協賛に関する特別観覧席の告知及びチケットの製作・提供・管理(含む当日協賛受付4箇所)と手数料の支払業務

④ 個人協賛花火(LOVEメッセージ花火)の募集

⑤ 個人協賛金を実行委員会へ入金業務

当日協賛受付については、受付スタッフの人員手配も行うこと。なお、受付用テント・机・椅子は実行委員会にて設置する。

⑥ 協賛金の募集状況については、実行委員会と情報共有を図るとともに、適宜対応を協議して業務を遂行すること。

(個人協賛目標額106,305千円を達成するため最善の努力を払うこと。)

区分	第44回大会目標数値		(参考)第41回大会実績	
	個人協賛金	協賛席数	個人協賛金	協賛席数
ビーチ席A	@5,000円	8,505席	@4,000円	9,300席
ビーチ席C	@3,500円	2,340席	@3,000円	2,600席
シーサイド席	@2,000円	4,050席	@1,500円	4,400席
スタジアム席	@3,000円	4,950席	@2,500円	5,679席
テラス席	—	—	@2,500円	3,324席
リバーサイド席	@3,000円	5,600席		
仮湯楽の里席	@2,000円	1,360席		
仮)湯楽の里席(入浴付)	@4,000円	400席		
仮)JFA席	@2,000円	5,760席		
合計協賛金額	106,305千円		74,095千円	

※個人協賛金の価格及び席数の設定は、今後検討のうえ変更する場合があります。

別紙1「特別・無料観覧席位置図」のとおり

(3) 事業実施報告書

・大会終了後、実行委員会が指定した期日までに事業実施報告書3部を作成し、電子データ(PDF形式及びword形式またはexcel形式)と一緒に提出すること。

## 6 業務に要する経費の負担区分

本業務履行に係わる一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。なお、個人協賛について目標額を達成できない場合、実行委員会は、契約金額の総額の100%の範囲内で、販売手数料について実際に要した費用についてのみ支払い義務を負うものとする。ただし、目標額を超えて達成できた場合、実行委員会は、超えた金額の50%を成功報酬（手数料を含む）として支払うものとする。

## 7 再委託

受託事業者は、この業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者（グループ会社・関連・関係会社を除く。）に再委託してはならない。

## 8 受託事業者及び業務従事者の事務

- (1) 受託事業者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、実行委員会の事務に関する機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。
- (2) 受託事業者は、本業務の実施にあたって入手した実行委員会の著作物を、実行委員会の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

## 9 花火大会が中止の場合の取扱い

実行委員会が花火大会の中止を決定し、当日の午前9時00分までに受託事業者に連絡をした場合においては、実行委員会は、契約金額の総額の100%の範囲内で、実際に要した経費についてのみ支払い義務を負うものとする。なお、特別観覧席チケットの払戻し手数料については、実行委員会と受託事業者で協議して取り決めた金額を支払うものとする。

## 10 留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、実行委員会と受託事業者において協議の上決定する。
- (2) 本業務において実行委員会が必要と認め、指示した事項については、受託事業者は、その指示に従うこととする。
- (3) 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。

以上